

野々市市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、野々市市監査基準（平成29年野々市市監査委員告示第2号）に準拠し実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和6年3月14日

野々市市監査委員 東 田 敏 彦

野々市市監査委員 中 村 義 彦

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び監査の範囲

野々市中学校、御園小学校、菅原小学校、館野小学校

令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行された所掌事務事業

2 監査の期間

令和5年11月30日から令和6年2月29日まで

3 監査の実施場所

野々市中学校、御園小学校、菅原小学校、館野小学校、野々市市役所監査委員室

4 監査の執行者

監査委員 東田 敏彦

監査委員 中村 義彦

5 監査の実施内容

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類について調査を行うとともに、監査対象施設の関係職員及び市教育委員会の部長以下関係職員から説明を聴取し、質疑応答を行った。

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、次のとおり改善を必要とする事項があつたので、適切な措置を講じられたい。

8 監査の結果に添える意見（地方自治法第199条第10項）

<教育総務課>

財産管理事務

全ての監査対象施設に關係するため、教育総務課に意見を申し添える。教育総務課により購入した備品について、教育総務課から監査対象施設である各校へ備品台帳に整理するよう案内されていない例を複数確認した。また、品質又は形態上、備品シールを貼付することができる備品に備品シールが貼付されていないこと、市財務規則別表第6の規定により分類整理されていないこと等を確認した。

市財務規則第222条により物品の分類として規定している備品は、地方財政法第8条により、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないことが規定されているが、現状は、適切に管理されているとは認められない。

原因として、当市の例規及び運用の周知不足、また、関係資料の確認不足から財務事務に関する認識が不足していることが考えられ、備品台帳に限らず、金券類受払簿等の学校において保管する市予算の執行に伴う資料についても、教育総務課が定期的に確認する運用等が必要であり、市教育委員会と市立小学校・中学校の連携を密にして改善に取り組むことを求める。

なお、この件については、当該措置の内容の通知を求めない。